

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年5月15日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第11号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第11条文化芸術都市推進室の款文化芸術企画課の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 京都文化芸術都市創生審議会に関すること。

附 則

この規則は、平成18年5月16日から施行する。

(総務局総務部文書課)